

2021年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社アジアゲートホールディングス
代表者名 代表取締役会長 松沢 淳
(コード：1783 ジャスダック)
問合せ先 I R 推 進 室 長 田 野 大 地
(T E L 0 3 - 5 5 7 2 - 7 8 4 8)

招集通知記載事項の一部訂正について

2021年12月15日付でご送付いたしました当社「第76回定時株主総会招集ご通知」について、一部訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、当社のウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所：株主総会参考書類 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
- (2) 調達する資金の具体的な使途
- ① 子会社取得に係る株式追加取得資金（NC社）（11頁～12頁）

<訂正前>

2021年10月29日付適時開示「子会社の異動（持分法適用会社の子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、NC社取得（49.0%）に係る取得対価は、3,062,500,000円相当の現金及び当社保有の株式並びに債権です。当社は2022年11月末日までの期間、残株式102株（発行済株式の51.0%）について株式購入権（買取請求権）を有しており、当社の意思表示によって残株式を1株あたり31,250,000円で取得が可能となっております。最終的な意思表示は、NC社の2021年12月期業績が確定する2022年2月頃を予定しております。なお株式譲渡契約において、本残代金の支払いについては当該意思表示後であっても、当社の要請に従い、最大5年間にわたって支払いを分割することができ、分割支払いとした場合に、以下の①、②の条件が未達の場合には各期の支払を減額することが可能となっております。

ア.NC社の各期の業績が経常黒字12億円を超過すること

イ.NC社の各期末純資産が16億円を超過していること

当社としても、NC社株式全株取得を行い完全子会社化することで、さらなる不動産事業に対する業績への寄与を高め、グループ経営の効率化を進めることが可能であること並びに上述の業績連動型の支払条件を総合的に判断し、当該株式購入権を行使し、残株式102株の取得を実施することといたしました。残代金の取得価額は約3,187百万円となりますが、代金の一部を自己資金及び所有する有価証券で支払う等とし、本第三者割当にて調達した資金のうち、2,000百万円についてはNC社の追加取得代金の支払いに充当することとし、万が一自己資金が不足した場合であっても、上記金額を超えて本件NC社の追加取得代金に充当することはなく、当社グループの自己資金の範囲内での拠出、乃至は保有の資産（投資有価証券等）のはなく、当社グループの自己資金の範囲内での拠出、乃至は保有の資産（投資有価証券等）の売却による代物弁済等により支払う方針としております。

<訂正後>

2021年10月29日付適時開示「子会社の異動（持分法適用会社の子会社化）に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、NC社取得（49.0%）に係る取得対価は、3,062,500,000円相当の現金及び当社保有の株式並びに債権です。当社は2022年11月末日までの期間、残株式102株（発行済株式の51.0%）について株式購入権（買取請求権）を有しており、当社の意思表示によって残株式を1株あたり31,250,000円で取得が可能となっております。最終的な意思表示は、NC社の2021

年12月期業績が確定する2022年2月頃を予定しております。なお株式譲渡契約において、本残代金の支払いについては当該意思表示後であっても、当社の要請に従い、最大5年間にわたって支払いを分割することができ、以下のア、イの条件が未達の場合には各期の支払を減額することが可能となっております。

ア.NC社の各期の業績が経常黒字12億円を超過すること

イ.NC社の各期末純資産が16億円を超過していること

当社としても、NC社株式全株取得を行い完全子会社化することで、さらなる不動産事業に対する業績への寄与を高め、グループ経営の効率化を進めることが可能であること並びに上述の業績連動型の支払条件を総合的に判断し、当該株式購入権を行使し、残株式102株の取得を実施することといたしました。残代金の取得価額は約3,187百万円となりますが、代金の一部を自己資金及び所有する有価証券で支払う等とし、本第三者割当にて調達した資金のうち、2,000百万円についてはNC社の追加取得代金の支払いに充当することとし、万が一自己資金が不足した場合であっても、上記金額を超えて本件NC社の追加取得代金に充当することはなく、当社グループの自己資金の範囲内での拠出、乃至は保有資産（投資有価証券等）の売却による代物弁済等により支払う方針としております。

2. 訂正箇所：株主総会参考書類 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
5. 本新株発行の発行条件等の合理性（16頁）

<訂正前>

(1) 振込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正後>

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3. 訂正箇所：株主総会参考書類 第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件
5. 本新株発行の発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方（17頁～18頁）

<訂正前>

（前略）

当社グループの業績は、第75期（2020年9月期）までは営業利益（△929百万円）と2期連続で営業赤字が継続したのちに、第76期（2021年9月期）第1四半期決算短信における営業利益において317百万円と黒字化が達成できたにも関わらず、同期第1四半期決算短信開示日（2021年2月12日）以降、2021年2月12日終値（46円）とその後1ヶ月間（2021年2月15日～3月12日）の終値平均（49.42円）、3ヶ月間（2021年2月15日～5月14日）の終値平均（48.25円）を比較した結果、1ヶ月平均では7.43%、3ヶ月平均では4.89%の上昇幅と、市場株価の趨勢を見てもその後の市場株価が特段大きな反応をしていないことから、必ずしも当社グループの業績を市場株価が反映していない可能性もあることから、当社グループのキャッシュ・フローを基礎とした算定手法にも一定の妥当性があると判断いたしました。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当社グループの業績は、第75期（2020年9月期）までは営業損失（第75期△929百万円、第74期△134百万円）と2期連続で営業赤字が継続したのちに、第76期（2021年9月期）第1四半期決算短信における営業利益において317百万円と黒字化が達成できたにも関わらず、同期第1四半期決算短信開示日（2021年2月12日）以降、2021年2月12日終値（46円）とその後1ヶ月間（2021年2月15日～3月12日）の終値平均（49.42円）、3ヶ月間（2021年2月15日～5月14日）の終値平均（48.25円）を比較した結果、1ヶ月平均では7.43%、3ヶ月平均では4.89%の上昇幅と、市場株価の趨勢を見てもその後の市場株価が特段大きな反応をしていないことから、必ずしも当社グループの業績を市場株価が反映していない可能性もあることから、当社グループのキャッシュ・フローを基礎とした算定手法にも一定の妥当性があると判断いたしました。

（後略）

4. 訂正箇所：株主総会参考書類 第3号議案 第三者割当による新株予約権を発行する件
5. 発行条件等について

(1) 振込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 (29 頁)

<訂正前>

(前略)

割当予定先であるアクセスアジア及びエム・クレドは相当額の本新株式の引受を行っていただくことから、当社取締役会で検討したところ、第2号議案「5. 本新株発行の発行条件等の合理性」にて記載のとおり 2021 年9月下旬より当社株価が高騰しており、既存株主の高い期待感が反映されている恐れがあることから、直近の株価を行使価額として採用するのではなく、各割当先との打診を行った本年 10 月下旬以前の当社の6か月間の終値平均株価 (58.50 円) を基礎として交渉を行ったところ、各割当予定先より近似する 58 円を行使価額とすることで了承をいただきました。

(後略)

<訂正後>

(前略)

割当予定先であるアクセスアジア及びエム・クレドは相当額の本新株式の引受を行っていただくことから、当社取締役会で検討したところ、第2号議案「5. 本新株発行の発行条件等の合理性」にて記載のとおり 2021 年9月下旬より当社株価が高騰していることから、直近の株価を行使価額として採用するのではなく、各割当先との打診を行った本年 10 月下旬以前の当社の6か月間 (2021 年4月30日から同年10月29日) の終値平均株価 (58.50 円) を基礎として交渉を行ったところ、各割当予定先より近似する 58 円を行使価額とすることで了承をいただきました。

(後略)

5. 訂正箇所：株主総会参考書類 第3号議案 第三者割当による新株予約権を発行する件
6. 第三者割当による本新株予約権の内容

【第6回新株予約権の発行要項】

10. 行使価額の調整 (2)②株式分割により当社普通株式を発行する場合 (31 頁)

<訂正前>

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

<訂正後>

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する

6. 訂正箇所：株主総会参考書類 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 (41 頁)

<訂正前>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじもと いちろう 藤 本 一 郎 (1975年11月16日生) 在任年数 2年	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire PattonBoggs ロサンゼルス事務所 客員弁護士 2007年9月 上海上海兆辰匯亜律師事務所 (現 上海上海瀾亭律師事務所) 客員弁護士 2007年9月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 (現任) 2019年12月 当社 取締役 (就任) 〔重要な兼職の状況〕 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 一般財団法人中辻創智社 理事 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事長 同志社大学法科大学院 客員教授 扶和ドローン株式会社 監査役 神戸大学法科大学院 非常勤講師	一株

<訂正後>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ふじもと いちろう 藤本 一郎 (1975年11月16日生) 在任年数 2年	2001年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 アソシエイト 2006年9月 Squire Sanders (現 Squire PattonBoggs ロサンゼルス事務所 客員弁護士 2007年9月 上海兆辰匯聖律師事務所 (現 上海瀾亭律師事務所) 客員弁護士 2007年9月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 2017年4月 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 (現任) 2019年12月 当社 取締役 (就任) [重要な兼職の状況] 弁護士法人創知法律事務所 代表社員 一般財団法人中辻創智社 理事 深圳鑫金浪電子有限公司 副董事長 同志社大学法科大学院 客員教授 扶和ドローン株式会社 監査役 神戸大学法科大学院 非常勤講師	一株

以上